

1 制定の経緯と制定後の状況

2012年6月21日、全会派による提案（議員提案）・賛成により成立

政府は法5条の定める基本計画案を1年以上も策定せず放置

2013年8月21日、1年以上も基本方針を定めないことは違法であると、原発事故被災者19人が国を提訴

復興庁、8月30日、基本方針案を発表。8月30日からパブリックコメント募集開始。

9月11日、復興庁、パブリックコメントの締め切りを、23日まで延長。

2 支援法の目的（法1条）

被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与する

なぜかというと

被災者の生活支援が必要

- 放射線が人の健康に及ぼす危険については科学的に十分に解明されていない
- そうすると一定の線量以上の地域に住むことに不安が生まれる
- とどまって生活するにしても、避難して生活するにしても生活上の負担が生じる

施策は特に子どもへの配慮したものでなければならない

- 子どもは放射線によって大きな影響を受ける

3 被災者とは

支援対象地域に居住する者または居住していた者（法8条1項）

支援対象地域は基本方針で定める（法5条1項）

どこを支援対象地域と指定すべきか

放射線が人の健康に及ぼす危険については科学的に十分に解明されていないため、一定の線量以上の地域に住むことに不安が生まれる（法1条）

→不安を生じさせるほどの放射線量かどうかによって定めるべき

4 国の責任（法3条）

国は原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っている

→だから法2条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する

5 政府は施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

6 被災者への生活支援施策はどのようなものであるべきか（基本理念、法2条）

- 事故による災害の状況、当該災害からの復興等に関する正確な情報の提供をしつつ行うべき（同条1項）
- とどまるか避難するかを、自分の意思で、自由に判断できるように、どちらの場合であっても適切なものであるべき（同条2項）
- 放射線による健康上の不安を解消するものであるべき（同条3項）
- 被災者がいわれのない差別を受けないよう配慮するべき（同条4項）
- 子供や妊婦について特別な配慮をするべき（同条5項）
- 必要な間確実に行うべき（同条6項）

国はこれらの基本理念にのっとり、生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務（法3条）

政府はこれらの基本理念に基づいて基本方針を作らなければならない。（法5条1項）

7 地域にとどまって生活する被災者への生活支援（法8条に具体的に列挙）

- 医療の確保に関する施策、
- 子どもの就学等の援助に関する施策
- 家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策
- 放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援に関する施策
- 自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策
- 家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策
- その他の必要な施策

9 地域外に避難して生活する被災者への生活支援（法9条に具体的に列挙）

- 支援対象地域からの移動の支援に関する施策
- 移動先における住宅の確保に関する施策
- 子どもの移動先における学習等の支援に関する施策
- 移動先における就業の支援に関する施策
- 移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策
- 支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策
- 家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策
- その他の必要な施策

10 帰還する被災者への支援（法10条）

- 当該地域への移動の支援に関する施策
- 当該地域における住宅の確保に関する施策
- 当該地域における就業の支援に関する施策
- 当該地域の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策
- 家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策
- その他の必要な施策

- 1 1 避難指示地域から避難している被災者への支援（法 1 1 条）
- 損害賠償の支払の促進等資金の確保に関する施策
 - 家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策
 - その他の必要な施策
 - 帰還する者については 1 0 条に準じた施策
- 1 2 8 条から 1 1 条の施策に関し具体的に講じられる措置についての情報提供（法 1 2 条）
- 1 3 国は福島第 1 原発事故に係る放射線による被ばくの状態を明らかにする施策（法 1 3 条 1 項）
- 被ばく放射線量の推計
 - 被ばく放射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価
 - その他必要な施策
- 1 4 健康診断の実施、医療の提供（法 1 3 条 2 項）
- 国は健康診断を実施する
その他東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査を実施する
 - 国は、少なくとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者（胎児である間にその母が当該地域に居住していた者を含む。）及びこれに準ずる者に係る健康診断については、それらの者の生涯にわたって実施する
 - 国は被災者たる子ども及び妊婦が医療を受けたときの費用の減免に必要な施策
その他被災者への医療の提供に係る必要な施策
この場合の医療は、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病にものを除く
- 1 5 被災者の意見の反映（法 1 4 条）
- 国は 8 条から 1 3 条までの施策の具体的な内容に被災者の意見を反映し、当該内容を定める過程を被災者にとって透明性の高いものとするために必要な措置を講じる
- 1 6 低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調査研究及び技術開発を推進するための施策（法 1 5 条）
- 1 7 低線量の放射線による人の健康への影響等に関する高度の知見を有する外国政府及び国際機関との連携協力その他の必要な施策（法 1 6 条）
- 1 8 放射線及び被災者生活支援等施策に関する国民の理解を深める（法 1 8 条）
- 放射線が人の健康に与える影響、放射線からの効果的な防護方法等に関する学校教育及び社会教育における学習の機会の提供に関する施策
 - その他の必要な施策
- 1 9 国は施策の実施に要した費用のうち東電に対して求償すべきものは求償する（法 1 9 条）

2 0 今回発表された基本方針案の問題点

- そもそも被災者の意見を反映していない。策定手続も不透明（←法14条）
- 年間20ミリシーベルトを基準にして地域指定をした。年間1ミリシーベルトでも健康上の不安を持つことには合理的な理由があり、地域指定は年間1ミリシーベルトを基準にするべき（←法2条3項）
- 対象地域から避難した被災者への施策がほとんど無く、対象地域に住むか、避難するかを選択を、被災者が自らの意思によって行うことができるように支援するものとなっていない（←法2条2項）
- 対象地域から避難した被災者への施策がほとんど無い（←法2条2項、9条）
- 被災者がいわれのない差別を受けることを防ぐための施策がない（←法2条4項）
- 放射線による健康被害を防ぐための、子ども及び妊婦に対する特別の配慮の施策がない（←法2条5項）

2 1 今後の基本方針案策定への取り組み—政府（復興庁）へ要求すること

- 今回発表された案はすみやかに撤回し
- あらためて被災者を当事者として加えた基本方針案策定委員会を設置し
- 法の規定や目的、基本理念にのっとり基本方針案を策定し
- 公聴会を日本各地で開催し、パブリックコメントをやり直したうえで
- 基本方針を決定するよう求める

2 2 法の定めや目的、基本理念にのっとり施策の実施を実現するには

- 誰が
 - 被災者が
 - 国民が（潜在的被災者）
- 何をする
 - 学び合い、情報を伝え合う
 - ✓ 国民へ ネット、マスコミ
 - 声を上げる
 - ✓ 地方議会、首長、政府へ（行政）
 - ✓ 国会議員へ（立法）
 - ✓ 裁判所（司法）の利用（訴訟）は可能か？ 政策形成訴訟

2 3 国連グローバル報告書の指摘 健康に対する権利（人権）

憲法25条 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

人権A規約12条 「到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利」

子どもの権利条約24条 「到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての子どもの権利